公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2021 年度
事業報告書

2022 年 3 月

Save the Children

目次

I. はじめに 3
II. 2021 年事業報告概要 4
A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する 4
B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる 9
C. 子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる 9
D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する 9
III. 事業一覧 11
A. 海外事業 11
B. 国内事業 17
C. アドボカシー 18
IV. 事業報告詳細 19
A. 海外事業 19
B. 国内事業 32
C. アドボカシー 35

I. はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年にイギリス人女性エグランタイン・ジェブによって創立され、2019 年で 100 年を迎えた。 この 100 周年という節目を経て、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指し、組織一丸となって邁進してきた。

本報告書の対象となる 2021 年度は 2019－2021 中期戦略の最終年となった。この戦略は、セーブ・ザ・チルドレンが世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え、2019-21 年の行動計画と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営にかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。この戦略期間にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが目指す方向性は下記の通りである。

私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の 4 つを成長と捉え、実現していく

この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

この中期戦略に基づき、2021 年度事業計画が策定され、2020 年 12 月の理事会で承認を受けた。

2020 年以降世界的流行となっている新型コロナウイルス感染症は、2021 年も引き続き各国の社会・経済に大きな打撃をもたらし、特に脆弱な立場に置かれた子どもたちは、さらなる貧困に陥る、教育機会を奪われる、十分な保健サービスを受けられなくなるなど、依然として深刻な影響を受けている。さらに、2021 年に新たに発生した大規模災害やその他人道危機は、子どもたちの脆弱な状況に追い打ちをかけている。
日本国内においても、新型コロナウイルス感染症のまん延による社会・経済への影響は、子どもの学びや成長にも大きな影を落としている。特に、経済的困難を含めた社会的脆弱性の高い家庭の子どもたちへの負の影響は大きい。また、外出の自粛などで、家庭内の子ども虐待が増えたという見方もあり、さまざまな課題も指摘されている。

このような状況を踏まえ、セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界各国で、新型コロナウイルス感染症の影響から子どもたちを守る行動枠組「PROTECT A GENERATION～この世代の子どもたちを守るために」の 5 つの分野―1）感染拡大抑制、2）教育と学び、3）家計支援、4）子どもの安全確保と保護、5）国際的な資金拠出―で多様なステークホルダーと連携しながら、活動を進めた。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を配置するなどして国内外で実施した事業、組織運営について記載する[1]。

[1] 2020 年度のセーブ・ザ・チルドレン加盟国全体の事業規模は 24 億米ドル（約 2500 億円）であり、そのうちセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル（SCI）を通じて実施した海外事業は約 9 億 6168 万米ドル（約 995 億円）、うちセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した海外事業は、約 586 万米ドル（全体の約 0.6%）である。本報告書中に記載のある海外における事業は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが職員を派遣・配置するなどして実施したものに限っている。

II. 2021 年事業報告概要

2021 年度事業計画は、前述の 2019-21 年中期戦略および、新型コロナウイルス感染症の影響から子どもたちを守る行動枠組「PROTECT A GENERATION」に基づき、子どもたちを取り巻く社会課題に継続的に取り組むとともに、新たな人道危機や課題に迅速に対応し、事業を実施した。概要は以下の通り。

A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する

i. 海外事業

2021 年は中期戦略・年間計画に沿った子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の事業、また緊急人道支援事業をアジア、中東、アフリカ地域において実施した。また、新型コロナウイルス感染の拡大が依然として続く中、感染予防を含め、子どもたちへの深刻な影響を軽減するための活動を実施した。

a. アジア地域

東南アジア

- ベトナムにおいて 2017 年から実施している北部山岳地帯の少数民族の子どもの栄養改善事業を継続し、12 月末に完了した。栄養改善に必要な母乳育児の促進や家庭菜園の実践といった世帯レベルでの行動変容の点で成果を上げ、また保健省や地方行政との連携を強化したことで、事業終了後も行政が主体となって活動を継続することが期待される。ベトナム中部では、洪水被害を受けた子どもたちおよび学校を対象に水・衛生施設の修繕・整備および学習用資機材の配布を実施し、安心・安全な学習環境を整えた。また、心理的応急処置（Psychological First Aid）研修の実施や、救命胴衣の配布、学校防災計画の見直し・強化を行い、今後の自然災害に備えて災害リスク軽減・対応能力の強化を行った。
- ベトナム、ラオスでは、妊産婦と新生児のための保健サービス強化事業を実施した。2017 年から実施していた同ベトナム事業は 4 月末で完了し、2018 年から実施していた同ラオス事業は 2 月末で完了した。今後は、それぞれの国と対象地域において改善強化されてきた保健サービスや、整備された保健施設および啓発活動が、現地保健当局やコミュニティー関係者によって維持・管理されることで、少数民族の母子の健康状態が改善されることが期待される。
- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムにおいて、新型コロナウイルス感染症対応事業を 11 月より開始し、医療従事者および医療施設へ個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、防護複、ゴーグルなど）や医療用器具の配布、衛生用品（石鹸、消毒剤など）の提供を実施した。また、子どもの保護分野における現地の専門家に対して能力強化研修などを実施した。
- インドネシアでの交通安全事業、タイでの水に関する事故の予防事業を継続実施した。
- 中国貴州省貴陽市において、移民の子どもを暴力から守るための子ども保護システム強化事業、また、香港におけるアジアやアフリカの国々からの難民の子どもたちへの教育スポンサーシップ支援を実施した。

北東アジア地域

モンゴルにおいて、以下の事業を実施した。

- 首都ウランバートル市に暮らす低所得層の 12～18 歳の少女を対象に、新型コロナウイルス対策に伴う経済状況の悪化や、自宅待機などの影響で増加傾向にある暴力や搾取のリスクや被害から守ることを目的に、保健、教育、および保護サービスの拡充支援を開始した。

- 教育分野では、3 年間にわたって実施した初等教育の教員や保護者を対象にしたインクルーシブ教育事業を 3 月に終了し、この学びと成果にもとづき、同 3 月より、対象を小中学校に拡大し、義務教育期間を通したインクルーシブ教育推進事業を開始した。
- 子ども保護と子ども参加の分野では、子どもの虐待やネグレクトに対応するソーシャル・ワーカーの能力強化事業や「ポジティブ・ディシプリン」の普及活動も継続して実施した。また、2020 年 3 月から実施している公民教育の強化を通した民主主義の定着事業を継続実施した。
- 子どもの貧困分野では、2019 年末から実施している青少年向けの実践型アントレプレナーシップ教育事業を継続した。開発されたカリキュラムや教材などを使用し、教育現場での本格的な課外授業が開始され、これまでに 2,000 人以上の生徒が、対面とオンライン形式で同活動に参加した。
- 緊急人道支援として、2021 年 3 月にモンゴル全土で発生した砂嵐により被災した遊牧民世帯を対象に、ゲルおよび衛生キットの配布や現金給付を実施し、被災世帯の生計状況の回復に寄与するとともに、生活環境を改善した。

南アジア

- バングラデシュでは、東南部コックスバザール県にて 2017 年秋以降実施しているロヒンギャ難民キャンプにおける支援を継続した。保健分野の活動では、キャンプ内の診療所を拠点としてプライマリ・ヘルスケアを提供した。水・衛生分野の活動では、難民が中心となって衛生的な環境を保てるよう水・衛生施設の管理に関する研修を行ったほか、難民と共にキャンプ内の清掃活動を行った。これに加え、3 月に発生したキャンプでの大規模な火災を受けて、住居の再建や修繕の支援を行い、火災により困窮した世帯の子どもと養育者に対して個別支援や心理社会的支援を提供した。また、コックスバザール県において、ホスト・コミュニティを対象とした子どもの保護システム強化のための事業を 3 月より開始した。地域における子どもの保護に関する啓発や、子どもの保護に関する課題の特定、対処を目的とした地域子どもグループおよび子どもの保護委員会の設立支援、行政職員の能力強化研修等を行った。
- インドでは、北東部ビハール州にて、学校内外の様々なリスクから子どもたちが守られ、安心安全に過ごすことができる環境をつくることを目的とした学校安全事業を 6 月から開始した。
- アフガニスタンでは、国内避難民、帰還民および紛争の影響を受けた地域の人々に対し、2020 年から実施していた緊急保健・栄養サービス提供事業を 3 月に完了した。また、3 月からは緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業を開始した。8 月の政変前後には、治安状況を鑑み一部の活動を中断したが、10 月に再開した。長引く紛争、頻発する干ばつ等の自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のみならず、政変による国内情勢の悪化、国際支援の一部停止およびそれに伴う経済危機等、様々な要因により生計状態が悪化し、食糧の入手が困難になっている国内避難民、帰還民、脆弱な状態にあるホスト・コミュニティの人々に対し、現金給付を通した食糧支援や衛生・栄養ケアに関する啓発活動等を実施した。

b. 中東地域

- 依然として混乱が続くシリア国内において、国内避難民に対する緊急保健・栄養支援や、子どもに対する心理社会的支援や、子どもに対する暴力や虐待への対応・予防に関する事業を実施した。
- シリア隣国のレバノンでは、シリア危機の影響に加え、レバノン経済危機や新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、学びの権利が侵害されている子どもたちが急増していることから、レバノン北部における、シリア難民およびホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業を 2020 年より継続して実施した。

また、2020 年 8 月に発生したベイルート大規模爆発を受け、被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援も継続して実施した。

- 2021 年 5 月のイスラエルとパレスチナの武力衝突による空爆や砲撃を受け、パレスチナ自治区ガザ地区では、水・衛生支援および子どもの保護・心理社会的支援事業を実施した。
- 内戦が続くイエメンでは、ハッジャ県における学習環境整備のための教育事業を 2020 年より継続して実施し、10 月末に完了した。また、3 月よりラヒジュ県において新型コロナウイルス感染予防および学習継続のための学校における水・衛生および教育支援事業を実施した。さらに、タイズ県では、地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化事業を 10 月より開始した。
- ヨルダンでは、新型コロナウイルス感染症拡大下において増加する、子どもに対する精神保健・心理社会的支援のニーズに対応するため、ヨルダンの文脈に合わせた「子どものための心理的応急処置」研修開発事業を実施した。

c. アフリカ地域

- ウガンダ西部では、2020 年より開始した生計向上と母子への栄養指導を通した栄養改善事業を継続して実施した。対象農家における作物の生産量の増加し、また、村の保健医療施設と協力した栄養指導により栄養改善の重要性が認知され始めされている。
- 2016 年より実施しているウガンダ同国北西部における南スーダンからの難民の子どもと家族を対象にした子どもの保護事業を継続して実施した。更に、2021 年 3 月からは、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた南スーダン難民の子どもたちに対する衛生環境促進、緊急下の心理社会的支援事業を実施した。また、ウガンダ南西部では、2019 年 5 月より実施しているコンゴ民主共和国からの難民の子どもや青少年の保護、レジリエンス強化事業を継続して実施した。

d. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

- 国際協力に従事する団体の安全管理能力強化を目的とするネットワークである JaNISS（NGO 安全管理イニシアティブ）の世話人および認定トレーナーとして JaNISS の運営および各種研修実施に貢献したほか、安全基準管理委員として日本の NGO 全体の安全管理体制の向上を目的とした「NGO 安全基準」実用化に貢献した。
- 2018 年より運営している「緊急状況下の子どもの保護に従事する人材の育成プログラム」の第 3 期が終了し、アジア地域の 7 ヶ国、13 人の NGO 職員と行政官の子どもの保護事業における実施能力が強化された。今後、プログラム修了者が各国で緊急状況に迅速に対応すること、また、緊急状況に備えるための活動に従事することが期待される。第 3 期で当プログラムは完了し、第 1 期から第 3 期を通して、アジア太平洋の 18 ヶ国、55 人の能力が強化された。
-

e. NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動

- 「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」を普及促進するため、子どもの保護活動に従事する人道支援関係者からなるネットワークの形成を主導した。ネットワークとして 2019 年に発行された CPMS 改訂版の日本語版を作成し、日本国内の人道支援関係者の人材育成に向けて研修を実施した。
- 子どもや若者のための国際協力に携わる 日本の NGO に対し、各団体が国際的な基準に沿った子どもと若者のセーフガーディングの制度を取り入れ、強化するための連続研修を行った。

ii. 国内事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中で、子育て世帯をとりまく経済的・社会的状況は好転したとは言えず、昨年度に続き緊急的な食支援や、休眠預金を活用した地域 NPO の緊急助成など、新型コロナウイルス緊急対応の活動を継続した。また、21 年度は、当事者の子どもや養育者の声を聴くことにより注力し、アンケートやヒアリングを通して子どもの貧困問題解決にむけた政策提言や社会啓発を実施した。一方、国政において「子ども家庭庁」の設置に向けた議論が活発になる中、子どもの権利保護団体として、他団体と連携しイニシアチブをとって政策提言に注力した。なお、10 年にわたって継続してきた東北での給付金事業を今年度で終了した。

a. 子どもの貧困問題の解決

- 新入学および高校生活に伴う家庭の経済的負担を軽減することを目的とし、1 月から 4 月にかけて、岩手県宮古市・山田町、宮城県石巻市の経済的に困難な状況下にある子どもたちに給付金を支給した。
- 中高生世代を対象とした「コロナ×子どものまなぶ権利とおかね」ヒアリングを実施し、地域団体の協力のもと、1 都 8 県の子どもたち 615 名よりアンケートやインタビューにて意見を徴集し、給付金事業等の調査結果とともに、教育支援特設サイトを立ち上げ、学校にかかる私費負担や教育の無償化についての必要性を広く社会に広めた。
- 経済的に困難な状態にある世帯の子どもや養育者に対してアンケートやヒアリング調査を行い、その結果をまとめて地方自治体や国会議員、省庁への政策提言活動を行った。
- 日本政府のSDGs取り組みに関する自発的国家レビュー（VNR）へのパブリックコメント提出を行った。

b. 子ども虐待の予防

- 体罰禁止を盛り込んだ改正法施行から 1 年の機会に、大人 2 万人に対する体罰等の意識・実態調査を実施した。同時に、子どもに対してもオンラインで体罰等に関するアンケートを実施し、344 人から回答を得た。同調査結果は 170 を超すメディア媒体に掲載された他、厚労省や国会議員にも共有し、予算拡充などの提言を行った。
- 「こども家庭庁」設置に向けた議論が国レベルで加速したことを受け、同庁が子どもの権利を基盤とした行政機関となるよう提言活動を行った。同時に、子どもの権利を基盤とした子ども基本法制定を求め、各党や国会議員による勉強会での発表や院内集会、子どもと省庁・国会議員との対話イベントを実施した。また、子どもに関する新たな省庁・法律に関する子どもの声を聴くために、子どもアンケートを実施、約 3,000 人から回答を得た。
- 体罰等によらない子育ての考え方を普及するために、対面／オンラインでの講座や、企業との連携イベント、SNS キャンペーンを実施した。
- 2020 年度末に公開した特設サイト「おやこのミカタ」で体罰等によらない子育ての普及を継続して行った。なお、報道機関による発信や団体独自の発信を通して、同サイトは 2021 年末までに 22 万を超える閲覧を達成した。

c. 国内緊急対応

新型コロナウイルス感染症緊急対応の一環として、以下を実施した。

- 6 月に緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が発令されていた 21 都道府県、11 月に同 33 都道府県で、合計 6 ,389 世帯に食品等の応援ボックスを提供し、申請時に実施したアンケート回答をまとめ、当会ウェブサイトや SNS での発信を通して、社会啓発を行った。
- 新型コロナウイルス感染症について、子どもの疑問や不安に対し、感染症の専門家が子どもに分かりやす

く説明するオンラインイベントを実施した。
- 休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として、全国 17 団体を対象に助成事業を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、子どもに特化した精神保健・心理社会的支援（こころのケア）に関する情報を外部専門家団体と連携して発信した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下で 8 月に発生した大雨災害では、被災地域の佐賀県の子ども支援団体と連携して緊急子ども用キットを避難所などで配布した。

iii. アドボカシー

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として子どもたちに深刻な影響を及ぼす中、国内外の NGO ネットワークとの連携のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の達成と子どもの権利の実現に向けた具体的施策の実施や、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの保健・栄養や教育分野の援助の維持・強化、およびワクチンなどへの衡平なアクセスを求めるアドボカシーを展開した。また、紛争下の子どもたちの保護および教育支援に焦点を置いた啓発活動や政策決定者への働きかけをユースと共に行った。

a. 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築

- 持続可能な開発目標（SDGs）の実施促進に向けた政府の戦略・計画に「誰一人取り残さない」ための具体的施策が示され、市民社会の提言が反映されるよう政策提言を行うと共に、SDGs や子どもの権利に関する認知を国内で向上させるため、報道機関への投稿や企業との協働による SDGs プログラムづくり、学校における講演などの普及・啓発活動を行った。
- また、「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」における日本政府の国内行動計画に市民社会の提言が反映されるよう働きかけを行ったほか、「子どもの権利とビジネスと原則」に対する企業の認識を向上し、実践を促すためのセミナーを開催した。

b. 社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充

- 新型コロナウイルス感染症対策の国際協調において、日本政府がリーダーシップを果たすよう、日本政府主催の COVAX ワクチン・サミットや G7・G20 サミットなどの国際的な機会を通じて、国際協力における脆弱な国々や周縁化された子どもたちの優先化、ワクチンなどのコロナ対策製品への衡平なアクセスおよび保健・栄養サービスへのアクセス拡大のための資金拠出を要請した。
- また、「東京栄養サミット 2021」に向けて、国際ネットワークとの連携により日本政府および各国のコミットメント向上への働きかけを行った。
- さらに、教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）の SDG4 キャンペーン、その他の機会を通じて、質の高い教育へのアクセスに向けた「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」への拠出拡大、人道危機下の教育に向けた「教育を後回しにはできない基金（ECW）」に対する資金拠出への働きかけを行った。

c. セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルおよびアジア地域事務所との連携によるキャンペーン活動の展開

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル・キャンペーン STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）および Save Our Education（子どもたちの教育を守ろう）のメッセージを発信し、紛争下の子どもが守られ、教育を受けられるようユースと共にオンラインイベントの開催による啓発活動や政策決定

者への働きかけを行い、ユースによる主体的な活動を後押しした。
- また、学校を攻撃や軍事利用から守ることを目的とした「学校保護宣言」への日本政府の支持や、ミャンマーやアフガニスタンの人道危機に対する政策・支援の強化を訴えた。
- さらに、セーブ・ザ・チルドレンのアジア地域事務所の活動と連携し、気候変動に対する子どもの意識調査や、気候変動枠組条約第 26 回枠組条約（COP26）に向けたアートコンテストの開催、オンラインイベントや政策決定者との対話を実施した。

B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化する紛争、人道危機、頻発・深刻化する自然災害により、世界中の子どもたちの置かれた状況や課題を社会に発信し、また、セーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知と支持を向上することで、社会を巻き込んだ支援・啓発活動を継続した。
- 新型コロナ感染症拡大下における支援ニーズの拡大、世界各国で起こる人道危機に対応するため、SNS やオンラインを用いたセミナーなどの継続的な開催により積極的な発信を行い、企業・個人からの資金調達を推進した。学校・市民グループ向けのウェブサイトを作成、子どもを対象とした壁新聞発行、学校募金ツール作成など、市民とともに活動推進する基盤づくりを行った。
- 市民社会の知識を事業に活かすため、プロボノを始めとするボランティアネットワークの拡充を行った。

C. 子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる

子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO として、政府、自治体、国際機関、企業、研究者、ユース等、多様なステークホルダーとの関わりを深め、子どもの権利を推進した。
- 企業パートナーとは企業のサステナビリティ活動への取り組みと歩調を合わせ SDGs ならびに ESG 分野における連携を推進した。
- ６月と 11 月に実施した「子どもの食応援ボックス」においては、約 40 社の企業や団体との連携により企業の商品・サービスを活用する形でのコレクティブアクションの仕組みを構築した。

子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進に責任をもち、持続可能な開発目標（SDGs）、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、企業ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延が続いている状況に対し、政府および国会議員に対して子どもの権利の実現の観点から感染症対策における国際協調と援助の強化を働きかけた。
- 大阪府吹田市や千葉県市原市などの地方自治体との連携を開始した。

D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する

- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どものセ

ーフガーディング」の取り組みをさらに強化した。特に新型コロナウイルス症感染拡大下で増えたオンライン利用上のリスク削減や、モニタリングのあり方の見直し、およびパートナー団体にてセーフガーディングを導入するための支援に引き続き注力した。

- 新型コロナ感染症拡大の中で広がった「新しい働き方」に対応し、組織規程やオフィスを含むインフラ整備をおこなった。
- コンプライアンス態勢強化のため、全職員を対象に外部専門家によるコンプライアンス研修を実施した。

III. 事業一覧

A. 海外事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021年裨益者数(人)	主な財源
【アジア地域】					
1. ベトナム					
保健・栄養(3)	北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	2017/1/1 ～ 2021/12/31	イエンバイ省、ソンラ省	18,737	受託収入（世界銀行）、寄付金等
保健・栄養(3)	ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/3/1 ～ 2021/4/30	ダクラク省	8,996	寄付金等
緊急・人道支援(3, 5)	ベトナム中部における洪水の影響を受けた子どもたちのための水・衛生支援および災害リスク軽減・対応力向上支援	2021/1/15 ～ 2021/4/30	クアンビン省、トゥアティエン・フエ省	7,599	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16 ～ 2022/12/31	ホーチミン市、ビンズオン省	900	寄付金等
2. フィリピン					
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16 ～ 2022/7/31	カヴィテ州、ケソン州、バタンガス州、ラグナ州、リサール州	320	寄付金等
3. タイ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	子どもの水の事故防止推進事業	2019/3/1 ～ 2021/4/30	バンコク	6,212	寄付金等
緊急・人道支援(1, 3, 8)	タイにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16 ～ 2022/4/30	カンチャナブリー県、タク県、メーホンソーン県、ラーチャブリー県	20	寄付金等

[2](注)「事業分野」欄の数字は、定款第4条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021年裨益者数(人)	主な財源
4. インドネシア					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2018/4/1 ～ 2022/3/31	北ジャカルタ市、東ジャカルタ市	14,183	寄付金等
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16 ～ 2022/7/31	ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、東ジャワ州、東ヌサトゥンガラ州、西ヌサトゥンガラ州、南スラウェシ州	12,114	寄付金等
5. ラオス					
保健・栄養（3）	ルアンパバーン県における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2018/3/1 ～ 2021/2/28	ルアンパバーン県	90,398	寄付金等
6. 中国					
子どもの保護(6)	貴州省貴陽市における子どもの保護事業	2021/1/1 ～ 2021/12/31	貴州省	6,645	寄付金等
7. 香港					
教育(1)	香港の難民申請者の子どもの教育支援事業	2020/10/1 ～ 2021/9/30	香港特別行政区	182	寄付金等
8. モンゴル					
教育 (1, 2)	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業	2018/3/30 ～ 2021/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	24,143	受託収入（外務省）、寄付金等
教育 (1, 2)	モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業	2021/3/30 ～ 2024/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	10,099	受託収入（外務省）、寄付金等
教育 (1)	DEAN FUJIOKA 絵本プロジェクト	2021/6/1-2021/12/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ウブルハンガイ県、スフバートル県、ドルノド県、ドンドゴビ県	8,854	寄付金等
子どもの保護(6)	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	2018/9/3 ～ 2022/8/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	105,838	受託収入（JICA）、寄付金等
子どもの貧困(1, 4)	モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育・	2019/11/12 ～ 2023/11/11	ウブルハンガイ県、ゴビスンバル県、ザブハン県、スフバートル県、ホブド県	3,315	受託収入（世界銀行）、寄付金等

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021年裨益者数(人)	主な財源
	社会情動的スキル養成事業				
緊急・人道支援(3, 5)	モンゴルにおける砂嵐の影響を受けた子どもたちおよび遊牧民世帯のための生計回復・生活環境向上支援事業	2021/7/5 ～ 2021/10/4	ドンドゴビ県、ウブルハンガイ県、ゴビ・アルタイ県	9,000	受託収入（JPF）、寄付金等
子どもの保護(6)	女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業	2021/5/15 ～ 2024/5/14	ウランバートル市	311	受託収入（国連女性に対する暴力撤廃信託基金）、寄付金等
子どもの権利ガバナンス(7, 8)	若者を対象とした民主主義教育と政治参画推進事業	2020/3/1 ～ 2022/2/28	ウランバートル市、ホブド県	2,760	受託収入（国連民主主義基金）、寄付金等
子どもの権利ガバナンス(7)	ソーシャル・アカウンティビリティ（行政の説明責任と行政への市民参加）主流化事業・フェーズ2	2021/3/10 ～ 2022/9/30	ウランバートル市、ドルノド県、スフバートル県ほか	783	受託収入（世界銀行）、寄付金等
9. バングラデシュ					
緊急・人道支援（3）	コックスバザール県におけるミャンマー避難民に対する包括的保健サービス提供事業	2020/3/31～ 2021/3/31	コックスバザール県	9,313	受託収入（JPF）、寄付金等
子どもの保護(6)	コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業	2021/3/31～ 2022/3/30	コックスバザール県	15,265	受託収入（外務省）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 4）	コックスバザール県におけるミャンマー避難民キャンプ大規模火災被災者のための保健・医療、シェルター/NFI、子どもの保護、水・衛生分野における緊急支援事業	2021/5/20～ 2021/9/19	コックスバザール県	6,893	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 4）	コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業	2021/9/1～ 2022/5/1	コックスバザール県	14,728	受託収入（JPF）、寄付金等
10. インド					
教育・子どもの保護（1, 6）	Increased preparedness for continued safe &	2021/6/1～ 2024/3/31	ビハール州	136	寄付金等

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021年裨益者数(人)	主な財源
	secure education in schools				
11. アフガニスタン					
緊急・人道支援（3）	アフガニスタン・カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供事業	2020/3/31～2021/3/30	カンダハル州	25,582	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 5）	アフガニスタン・カンダハル州における緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業	2021/3/25～2022/3/23	カンダハル州	38,450	受託収入（JPF）、寄付金等
【中東地域】					
1. レバノン					
緊急・人道支援（教育子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業	2020/10/1 ～2021/10/31	北レバノン県、アッカール県	889	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（4）	ベイルートにおける大規模爆発被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援事業	2020/11/13～2021/7/31	ベイルート市	1,937	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業（第２期）	2021/11/1～2022/6/30	北レバノン県	350	受託収入（JPF）、寄付金等
2. イエメン					
緊急・人道支援（教育）(1)	イエメン・ハッジャ県における国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちに対する安全な学習環境整備支援事業	2020/10/1 ～2021/10/31	ハッジャ県	9,925	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育）(1, 3)	イエメン・ラヒジュ県における学校での COVID-19 感染予防および学習継続のための支援事業	2021/3/31 ～2022/3/30	ラヒジュ県	1,986	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育）(3, 6)	イエメン・タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化支援事業	2021/10/1 ～2022/7/30	タイズ県	4	受託収入（JPF）、寄付金等
3. シリア					

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021年裨益者数(人)	主な財源
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	シリアにおける子どもの保護事業	2020/3/31～2021/3/30	シリア中南部	1,542	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（3）	シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける緊急保健・栄養支援事業	2020/8/15～2021/3/30	シリア北西部	16,752	受託収入（JPF）、寄付金等
4. ヨルダン					
子どもの保護(6)	ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）	2020/12/7～2021/9/30	全土	625	受託収入（JICA）、寄付金等
5. パレスチナ自治区					
水・衛生(3)	ガザ地区北部ベイト・ラヒヤにおける下水管設置事業	2021/8/1～2021/12/31	ガザ地区	1,000	受託収入（JPF）、寄付金等
子どもの保護(6)	ガザ地区における子どもの保護事業	2021/8/1～2021/12/31	ガザ地区	2,396	寄付金等
【アフリカ地域】					
1. ウガンダ					
保健・栄養（3）	ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業	2020/3/1～2023/2/28	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	2,736	受託収入（外務省）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第７期）	2020/10/1～2021/3/30	マディ・オコロ県、アルア県	1,081	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子ども・青少年の保護事業 (第２期)	2020/4/3 ～2021/3/25	カムウェンゲ県、キソロ県、カヌング県	6,553	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業(第３期)	2021/3/26 ～2021/10/31	カムウェンゲ県	2,837	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた南スーダン難民の子どもの保護事業	2021/3/31～2021/12/31	マディ・オコロ県、テレゴ県 、ユンベ県	10,315	受託収入（JPF）、寄付金等

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2021 年裨益者数(人)	主な財源
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業	2021/12/1 ～ 2022/8/14	カムウェンゲ県	37	受託収入（JPF）、寄付金等
【日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	緊急下の子どもの保護のための能力強化事業	2018/5/1-2021/4/30	アジア・太平洋	10	受託収入（財団）、寄付金等
【NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」普及促進事業	2021/1/1-2022/12/31	日本国内	239	寄付金等
子どもの保護(6)	子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業	2021/1/28-2023/3/31	日本	37	受託収入（JICA）

B. 国内事業

事業分野・事業名 (注)	事業期間	実施地域	2021 年 裨益者数	主な 財源
子どもの貧困問題の解決 (1, 4, 6, 7)	2016/1/1～ （継続）	岩手県、宮城県、および全国	子ども：1,436 大人：2,451	寄付金等
子ども虐待の予防 (6, 7)	2016/1/1～ 2021/12/31	全国	子ども：24 大人：246,211[3]	寄付金等
国内緊急対応 子どもの保護/防災（災害リスク軽減） (1, 6,7)				
災害時における心理社会的支援の普及・啓発	2019/1/1～ （継続）	全国	子ども：28 大人：3,284	寄付金等
2019 年台風 19 号復興支援	2019/10/17～ 2021/1/31	宮城県丸森町、福島県いわき市	子ども：40 大人：3	寄付金等
2020 年 7 月豪雨緊急対応	2020/7/10～ 2021/6/30	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県	子ども：1,696 大人：288	寄付金等
2021 年 8 月大雨緊急対応	2021/8/19～ 2021/8/26	佐賀県大町町、武雄市、みやき町	子ども：64 大人：0	寄付金等
新型コロナウイルス 緊急子ども支援 (1, 6, 7)	2020/2/1～ （継続）	全国	子ども：13,624 大人：10,505	受託収入（休眠預金）、寄付金等

[3] ※ウェブサイト「おやこのミカタ」閲覧者を含む

C. アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	財源
子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築				
アドボカシー（1,2,3,4,5,6,7）	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施政策へのアドボカシーと国内普及・啓発	通年（継続）	日本	寄付金等
アドボカシー（6,7）	「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化	通年（継続）	日本	寄付金等
アドボカシー（7）	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発、企業の実践促進	通年（継続）	日本	寄付金等
社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充				
アドボカシー（3）	「東京栄養サミット 2021」に向けた栄養不良の根絶のための援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	受託収入（財団）
アドボカシー（5）	COVID-19 対策の国際協調枠組、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	受託収入（財団）
アドボカシー（1）	質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化	通年（継続）	日本	受託収入（財団）、寄付金等
セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルおよびアジア地域事務所との連携によるキャンペーン活動の展開				
アドボカシー（1,6）	「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー	通年（継続）	日本	寄付金等
アドボカシー（1,3,5,6）	キャンペーン・メッセージの発信と社会啓発	通年（継続）	日本	寄付金等
アドボカシー（1,6）	人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化	通年（継続）	日本	寄付金等

IV. 事業報告詳細

A. 海外事業

i. アジア地域

a. ベトナム

1. 北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業

［目的］子どもの栄養摂取習慣の改善、妊産婦と乳幼児の栄養源の多様化、そして母子のケアを通して、対象コミューンにおける 5 歳未満の子どもの栄養状態を改善する。

［事業内容］

- 昨年に続き、イエンバイ省およびソンラ省の対象 20 コミューンにおいて、家庭菜園、有機たい肥づくり、鶏の飼育法改善の研修を行い、子どものいる世帯に栄養のある食料の確保を支援した。
- コミュニティでの母子栄養ケアの普及と活用に向けて、保健活動従事者への研修、保健医療施設、家庭での実践を支援した。また、活動を通して収穫された野菜や卵を活用し、子どもに栄養バランスのとれた離乳食を作るための料理指導を行った。
- 農業セクターと保健セクターの連携を促進し、両セクターの政府関係者を巻き込み、定期会合の開催や事業地の視察を行い、子どもの発育阻害の減少や栄養に配慮した農業の推進について、地方政府の活動計画に組み込まれた。
- 事業終了に際して、エンドライン調査を実施した。事業の指標として掲げていた各世帯での母乳育児の実践、産前健診の受診率の向上、子どもの食事の多様化について、事業開始時と比較して大幅に向上し、計画していた目標が達成された。これらの行動変容により、今後、子どもの栄養不良が改善されていくことが期待される。

2. ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 少数民族の受益者の人々の行動変容に向けて、啓発に必要なリーフレット等の資料の作成を行った。この資料を活用して、村の保健ボランティアの妊産婦、新生児ケアについて指導を行い、育成された保健ボランティアが女性や養育者への保健指導を実施した。保健ボランティアによる直接的な指導に加えて、テレビやラジオによる妊産婦、新生児ケアに関する発信と啓発を行った。
- 郡、コミューン、村レベルの保健医療施設のスタッフの能力強化、また郡の病院施設への新生児ケア等に関する機材供与を通してコミュニティを基盤としたリファーラルシステムを構築し、村で妊産婦や新生児が生命の危機に陥った際に、より高度な医療サービスが提供できる保健医療施設に紹介できるようになった。また、出産後にカンガルーマザーケアを実践する女性が増加した。

3. ベトナム中部における洪水の影響を受けた子どもたちのための水・衛生支援および災害リスク軽減・対応力向上支援

［目的］洪水被害を受けた子どもたちの学習環境の改善に寄与するとともに、学校の災害リスク対応力が向上する。

［事業内容］

- 水害により損壊した学校の手洗い場、トイレ、給水施設の修繕・整備を行ったほか、浄水施設を設置し、子どもたちにとって安心・安全な学習環境を整えた。
- 被災した学校へ学習用机、椅子、本棚、キャビネット、IT 機器などの学習用資機材を配布し、子どもたちの学習環境を整えた。
- 子どもたちへ衛生啓発セッションを実施し、教材を用いながら、正しい手洗い方法や清潔な状態を維持する実践的な方法など、適切な衛生習慣を共有した。
- 教職員へ子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid）研修を実施し、自然災害発生時に子どもが抱える心理的負担への対処法について指導した。

- 学校防災計画の見直し・強化活動を行い、対象校の防災計画が現地の教育訓練省が推奨する「包括的な学校の安全」（Comprehensive School Safety: CSS）モデルの枠組みに基づいた内容となっているかなどのレビューを実施し、包括的な学校防災計画を作成した。

4．ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］対象地域の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域においてニーズアセスメントおよびベースライン調査を実施し、裨益者の選定、また活動内容および実施スケジュールなどを決定した。
- 本事業の現地パートナー団体を選定し、団体スタッフへ事業管理（会計、不正防止など）に関するオンライン研修を実施した。

b. フィリピン

1．フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］対象地域の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域の医療従事者および医療施設へ個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、防護服、ゴーグルなど）と衛生用品（石鹸、消毒剤など）の配布を実施した。

c. タイ

1．子どもの水の事故防止推進事業

［目的］子どもの水の事故を防ぐための水泳教室の実施、行政に対する政策提言を通し、子どもたちの水の事故予防を推進する。

［事業内容］

- 事業対象校のうち、生徒を対象とした水上安全に関する講習、水難に備えた泳法訓練を含めた救助方法の講習を 2020 年に実施できなかった 4 校、また 2020 年に実施したものの 2 回目を 2021 年に計画していた 2 校について、上記講習を予定したが、タイ国内の新型コロナウイルス感染症拡大による集合型活動の制限により、実施を断念した。
- 対象校のうち 7 校において、各学校の発案による事故予防のための啓発活動の実施や教材の作成を支援した。
- 教育省特別教育局などとともに、障害のある子どもにやさしい水の事故予防の指導マニュアルを作成し、事業参加校の 9 人の教員、および特別支援学校の 10 人の教員に対する指導者研修を実施した。
- 水の事故防止をテーマにしたアニメーションや塗り絵本などを各学校に啓発教材として配布した。また、15 校の全対象校に対し、学校における新型コロナウイルス感染症感染予防のための石鹸や消毒液等の衛生用品、バケツや洗剤等の清掃用具、感染拡大予防啓発のためのポスターやリーフレットを配布した。

2．タイにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］対象地域の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域の子どもの保護分野における専門家に対して、ケースマネジメントに関する能力強化研修を実施した。

d. インドネシア

1．ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］交通安全に関する知識向上とその実践により、ジャカルタ州都特別州の 2 地域の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 事業対象の 20 校において、オンラインにて交通安全に関する講習を再開し、合計 902 人が参加した。
- 各学校で啓発活動を担うピア・エデュケーター養成研修を、合計 80 人の生徒に対し実施した。
- 対象校のうち 17 校の生徒の保護者合計 36 人に対し、保護者ファシリテーター研修を実施した。また、研修を受けた保護者ファシリテーターが、合計 884 人の保護者に対し、交通安全講習を実施した。
- 幼稚園 1 ヶ所において、子どもたちへの交通安全推進を目的とした教員への研修を実施し、また学習教材を提供した。
- イスラムの断食月明けの大規模な帰省ラッシュ時期に合わせた、交通安全と感染症予防についての啓発キャンペーンや、世界自転車の日に合わせたキャンペーンを地元警察とともに実施した。

2．インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］ 対象地域の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域のソーシャル・ワーカーに対して、子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid）研修の実施や、子どものニーズアセスメントおよびその他困難な状況にある子ども支援のための能力強化研修を実施した。
- 対象地域の病院および医療施設へ医療用器具の配布を実施した。

e. ラオス

1．ルアンパバーン県における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 保健医療施設のスタッフへの指導者研修と指導者による実地研修を行い、研修を受講した保健スタッフの能力テスト（客観的臨床試験）を実施した結果、当初の合格率は 3 割程度だったが、8 割程度の合格率まで上昇し、保健サービスの向上に寄与した。
- 3 年間の事業を完了するにあたり、エンドライン調査を行った結果、妊婦の産前健診の受診率や保健施設での分娩率が上昇する等の行動変容が見られ、今後さらに母親の安全な出産への寄与と新生児死亡率の減少が期待される。

f. 中国

1．貴州省貴陽市における子どもの保護事業

［目的］ 事業対象地域において主に移民の子どもたちが暴力から守られ、また予防する体制がつくられる。

［事業内容］

- 事業対象地域の 5 つの地域社会施設において、職員及び関係者に対し、ジェンダーおよび子ども参加に関する研修を実施した。また、これらの施設の「こどもひろば」の改修を行った。
- 現地提携団体の運営する社会福祉施設における、子どもとその保護者に対する文化・スポーツ等の活動を支援し、計 656 人の子ども、計 227 人の保護者が参加した。
- 地域社会向けの子どもの保護に関する啓発活動を実施し、計 140 人の子ども、計 260 人の大人が参加した。
- ソーシャル・ワーカー、地域社会組織の職員、や教員ら 22 人に対し、「体罰等によらない子育て」を普及するための指導者研修を実施した。またこの指導者研修受講者が、地域の子どもや保護者に対する「体罰等によらない子育て」に関するワークショップや、社会に対する啓発活動を実施した。
- 貴州大学と協働で、子どもの保護研修パッケージを改訂し、地域のソーシャル・ワーカーを対象に能力強化研修を実施した。

g. 香港

1．香港の難民申請者の子どもの支援事業

［目的］経済的に厳しい状況にある難民申請者および難民の子どもたちが、継続して教育が受けられるようになる。

［事業内容］

- 109 人の子どもに対し、学費、学用品、その他就学に必要な費用の支援を行い、13 人の子どもの就学前プログラム参加を支援した。また、60 人の子どもに対し、個別の学習指導を提供した。
- 子どもたちが文化、スポーツ等の活動等を通して交流するサマーキャンプの実施を支援した。また、35 人の保護者、26 人の青少年に対し、子どもの発達と子育てや、子どもの権利と保護に関する研修、ワークショップを実施した。

h. モンゴル

1．誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、誰も取り残さない包摂的かつ公正な教育を推進する。

［事業内容］

- 公立学校および生涯学習センターの教職員を対象とする特別なニーズを持つ子どもの教授法や、地域社会へのインクルーシブ教育に関する啓発方法についてのオンラインモジュールを作成した。
- 非就学児への家庭訪問を実施し、計 729 人の非就学児を特定した。子どもやその家族と話し合いながら、各家庭や子どもの状況に基づいて、最適と判断される教育サービスにつなげた。
- 保護者や地域住民を対象に、インクルーシブ教育に関する啓発イベントを実施した。さらに、ソーシャルメディアを通じた啓発キャンペーン「すべての子どもが、それぞれの夢と希望を持っている」を実施し、累計 101 万 743 人にリーチした。
- 非対象地域の公立学校、生涯学習センター、発達支援委員会を対象に、3 年間の事業の成果や学びの共有を行った。また、教育科学省から公式認定を受けた研修教材、上述のオンラインモジュールを含め、3 年間の事業を通じて作成してきた主な成果物を教育科学省に引き渡した。

2．モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、特別な支援が必要な子どもが義務教育期間である 9 年間を通して、切れ目のない支援を受けられるようインクルーシブ教育体制を強化する。

［事業内容］

- 公立学校の教職員を対象に、特別なニーズを持つ子どもの小学校から中学校への移行および中学校入学後の学習を支援する方法に関して、研修を行った。
- 小学校高学年および中学年次の子どもを持つ保護者に対して、子どもの小学校から中学校への移行期および中学校入学後の学習支援や心理的支援を行う方法について、研修を行った。
- 中学校におけるインクルーシブ教育の環境整備のため、資機材や学習教材などを含む「子どもにやさしい発達支援セット」を供与した。
- 法規制整備を通じたインクルーシブ教育システム構築のための議論を教育科学省や関連組織と継続的に行っており、「個別教育計画をもとに学ぶ子どもの評価（A/325）」という規程の教育科学省による承認に繋がった。

3．DEAN FUJIOKA 絵本プロジェクト

［目的］事業対象地において、公立幼稚園を中心とする教育施設へ絵本や知育玩具を届けることで、質の高い就学前教育のための環境を整備する

［事業内容］

- 教育資源が特に不足している幼稚園を中心とした 53 の教育施設に、計 8,427 冊の絵本および 636 点の知育玩具を配布した。
- 絵本や知育玩具の有効活用のために、教職員を対象にしたオンラインワークショップを 2 度開催し、教職

員の間での好事例の共有などの場とした。

4. モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業

[目的] 要保護児童支援制度を担う政府機関（子ども家庭青年開発局、労働・社会保障省、法務省）の人材の能力と体制を強化する。

[事業内容]

- 事業地で活躍する子ども保護専門家チーム（MDT）メンバーを対象に、子どもの保護に関する業務上の課題解決を目的として、コンサルテーションを提供した。
- マスメディアを利用した、体罰防止を訴える全国規模の啓発活動を実施した。本活動では、子どもの保護、MDT の役割、「ポジティブ・ディシプリン（暴力に頼らない子育て）」などをテーマに、TV 局と協働した啓発インタビューの放送や、新聞紙と協働した啓発記事の掲載を行った。
- カナダのマニトバ大学と共同で、親や養育者を対象とした「ポジティブ・ディシプリン（暴力に頼らない子育て）」プログラムおよび同プログラムのファシリテーター養成研修を実施した。
- 政府関係機関を交えた定期的な各種会議（事業運営委員会、調整会議、ケース検討会議）を実施した。
- MDT が所属する組織内の連携や協力体制の強化を目的に、MDT の監督者が MDT の業務実施状況をモニタリングする活動を支援した。

5. モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育社会情動的スキル養成事業

[目的] 地方 5 県の最貧困村 25 村に暮らす 6,000 人の若者（15～24 歳）たちに、起業やビジネスに関心をもってもらうための、実践型・起業家育成プログラムの開発と導入、さらには、ビジネス・アイディアの実践・具体化で小口の資金融資などを提供することで、地方社会の経済活性化や、貧困と失業率の低下に貢献する。

[事業内容]

- 地方 5 県・25 ヶ所の学校で、「実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成コース」が課外授業として本格的に導入され、これまでに本事業で開発したカリキュラムや教材などを活用した。
- 本コースを実施するにあたり、これまで計 172 人のトレーニング・ファシリテーターが育成され、2,000 人以上の生徒が、対面とオンライン形式で同活動に参加した。
- 同コースを修了した生徒による計 32 のユースチームが、自らのビジネス・アイディアと事業計画を策定し、それらをピッチイベントにて審査員に対して発表した。うち 5 つの事業に対して小額の助成金が授与された。

6. モンゴルにおける砂嵐の影響を受けた子どもたちおよび遊牧民世帯のための生計回復・生活環境向上支援事業

[目的] 砂嵐の被害を受けた子どもたちおよび遊牧民世帯の生計状況の回復に寄与するとともに、世帯の生活環境を改善する。

[事業内容]

- 砂嵐によりゲルが損壊した遊牧民 69 世帯に対して、ゲルを配布し、遊牧民世帯が安全な住居を確保できるよう支援を実施した。
- 砂嵐の影響をうけた遊牧民 300 世帯に対して、衛生キットを配布し、遊牧民世帯の衛生状況の改善および砂嵐による家畜の死骸などからの伝染病の感染予防に寄与した。
- 砂嵐により甚大な被害をうけ脆弱な状態に置かれた遊牧民 310 世帯に対して、1 世帯当たり 100 米ドル相当の現地通貨（モンゴル・トゥグルグ）を世帯主の銀行口座宛に送金するかたちで、現金給付を実施した。
- 砂嵐の影響により心理的負担やストレスを抱えた子どもたちとその養育者など、遊牧民 2,500 世帯に対して PFA パンフレットを配布し、今般の砂嵐災害による精神的・心理的負担の軽減を図ると同時に、今後も発生しうる同様の自然災害への対策を促進した。

7. 女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業

［目的］首都ウランバートル市に暮らす低所得層の 12～18 歳の少女を対象に、新型コロナウイルス対策に伴う自宅待機などの影響で増加傾向にある暴力や搾取のリスクや被害から守ることを目的に、保健や教育、また保護サービスの拡充と、ピアサポートの促進を目指す。

［事業内容］

- 主要関係者機関の代表者とキックオフ会議を開催し、事業目的や活動内容、また期待される成果などについて確認を行った。また、家庭子ども青少年発達庁長官を議長に迎え、プロジェクト諮問委員会（関係機関からの代表者 15 人が委員として参加）を発足させた。
- 地方自治体の多職種連携チームの能力強化と、主要セクター間の連携およびリファーラル・メカニズムの改善強化を通して、少女を暴力などのトラウマ被害から守るための新たな取り組みなどについて、関係機関と協議を開始した。
- 暴力を受けた被害者支援を専門とする現地 NGO と連携し、学校現場における少年少女向けのセルフケアとピアサポート体制の構築に向け、協議を開始した。
- SNS やマスメディアを活用した「あなたは一人じゃない（You Are Not Alone）」キャンペーンの実施に向け、準備を開始した。

8. 若者を対象とした民主主義教育と政治参画推進事業

［目的］若者の民主主義的価値観と選挙プロセスに関する理解を促進することで、若者の選挙参加を促し、若者が適切な情報を基に投票行動をとるよう推進する。

［事業内容］

- 「青少年の参加を通した民主化」と題した課外授業プログラムを開発し、その詳細と概要をセーブ・ザ・チルドレン・モンゴル事務所のホームページ上で公開した。
- 事業対象地である首都ウランバートル市とホブド県各地でユース・ミーティングを開催し、これまでに計 2,760 人の生徒と大人が参加した。
- ウランバートル市の中高生で構成される 7 つのヤング・ボーターズ・クラブ（Young Voters Clubs）と、ホブド県の中高生で構成される 3 つの同クラブに対して、若者の選挙参加推進を目的とした活動の実施に向け、小口の助成金を授与した。

9. ソーシャル・アカウンティビリティ（行政の説明責任と行政への市民参加）主流化事業・フェーズ 2

［目的］モンゴル地方自治体による公的資金のより効果的な活用を通した、主要セクターにおける公共サービスの提供と公共投資の改善に向け、社会的説明責任の主流化に向けた能力強化と技術的支援を提供する。

［事業内容］

- ベースライン調査（アンケート回答者数 800 人、117 人の関係者へのインタビュー）を実施し、その報告書を公表した。
- ウランバートル市にて、公衆衛生・保健医療サービスの改善に向けた公的資金のより効果的な活用に向け、ハイテク企業を対象としたハッカソンを実施した。
- 能力強化の対象となる市民社会団体が 10 の事業対象地において選定され、プロジェクトに関するオリエンテーションが実施された。また、南部 4 つの対象地（ゴビ・サンバル県、ウムヌゴビ県、ドルノゴビ県、ドンドゴビ県）で、社会的説明責任の主流化に関する研修が実施され、計 89 人の行政職員と市民社会団体職員が参加した。

i. バングラデシュ

1. バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的保健サービス提供事業

［目的］ミャンマー・ラカイン州での危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の健康状

態の向上に寄与する。

［事業内容］

- バングラデシュ・コックスバザール県に位置するミャンマー避難民キャンプにおいて、ヘルスポストの医療スタッフに研修を実施した。
- 地域保健ワーカーを育成し、医療支援が必要な人を特定し、治療が受けられるように支援した。
- 延べ 13,791 人の診察や健康状態のチェック、930 人の子どもに予防接種を実施した。
- 母子を対象に栄養状態のスクリーニングを実施し、適切な母乳育児の方法や、離乳食の作り方などを指導した。
- 心理社会的支援を必要としている人に対して、感情のコントロールやリラックス方法の指導を行ったほか、心理的応急処置を提供した。

2．コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業

［目的］事業対象地域において、地域および行政の子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化され、子どもたちが保護に関する支援を受けられる体制が整備される。また、国・県レベルでの政策提言活動を通して、事業が他地域にも応用されるべきものとして認識される。

［事業内容］

- 地域子どもグループ、地域子どもの保護委員会の設立及び研修を実施した。また、これらの地域グループの活動を支援するユニオン・市ファシリテーターの任命・育成を行った。地域グループの活動を通じて、地域における子どもの保護に関する啓発活動を開始した。
- 社会福祉局と行政の能力強化のための事業の活動内容について合意を得て、覚書を締結した。
- ケースマネジメントの標準業務手順書や社会福祉職員の研修パッケージの作成についてワークショップを開催し、作成の大枠について合意、作成に着手した。
- 行政職員や代替監護施設職員など子どもの保護関係機関の能力強化研修を行った。

3．コックスバザール県におけるミャンマー避難民キャンプ大規模火災被災者のための保健・医療、シェルター/NFI、子どもの保護、水・衛生分野における緊急支援事業

［目的］コックスバザール県ウキア郡のミャンマー避難民キャンプで発生した大規模火災の被災者の生存のための基本的ニーズを満たす。

［事業内容］

- 被災 128 世帯にシェルターキットを提供し、シェルターの設置支援を行った。また 500 世帯に衣類セットを配布した。
- 大規模火災により負傷したり、ストレスを抱える子どもや、世帯の経済的困窮による児童労働への従事等子どもの保護の問題・リスクを抱えている子どもを 104 人特定し、個別支援を実施した。また、心理社会的負担を抱えた子ども 3,552 人、大人 320 人に対して心理社会的セッションを実施した。

4．コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業

［目的］コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境を改善するほか、地域住民が主体となった水・衛生環境および居住環境改善の体制を構築する。

［事業内容］

- 4 つのミャンマー避難民キャンプ（キャンプ 17、20、25、27）において、トイレ、水浴び場、給水施設の修繕、維持管理を行った。また、難民とホスト・コミュニティからなるボランティアの能力強化を行い、地域住民が主体となって衛生的な環境を維持できるよう支援した。
- キャンプ 17 の 11 世帯に対して、より強固なシェルターを提供した。また、2 世帯が居住する地域の土砂崩れ防止のため、斜面の補強を実施した。

j. インド

1．Increased preparedness for continued safe & secure education in schools

［目的］ビハール州の事業対象校 30 校において、学校内外の様々なリスクから子どもたちが守られ、安心安全に過ごすことができる環境をつくる。

［事業内容］

- 3 校にて子どもたちとともに学校周辺環境の危険箇所やリスクを特定し、学校災害対応計画を作成した。
- 危険やリスクの内容に応じて安全ルールを記した子ども向けの安全ルールブックのドラフトを作成した。作成過程では、子どもたちからもインプットを得た。
- 10 校にて、学校運営委員会主導のもと、学校安全委員会の形成を開始した。

k. アフガニスタン

1．アフガニスタン・カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供事業

［目的］ カンダハル州 2 郡（ゼライ、パンジャイ）において、国内避難民、帰還民および紛争の影響を受けた地域の人々に対し、緊急保健・栄養サービスを提供することにより、子どもを中心とした脆弱な状態にある地域住民の保健・栄養サービスへのアクセスを改善する。

［事業内容］

- カンダハル州 2 郡において、3 つの緊急保健栄養モバイル・チームを設置し、予防接種やリプロダクティブ・ヘルスを含む基礎的な保健サービスおよび心理社会的支援を提供した。延べ 20,241 件の診察を行った。
- 5 歳未満の子ども 3,615 人および妊婦と授乳中の女性 1,103 人を対象に、栄養状態スクリーニングを実施した。73 人の子どもが重度急性栄養不良と診断され、治療を行った。
- 個別およびグループ形式で、母子の栄養や手洗いなど衛生についての保健教育を実施した。また地域住民に対する健康意識向上キャンペーンを実施し、272 人の住民が参加した。

2．アフガニスタン・カンダハル州における緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業

［目的］ カンダハル州（カンダハル市およびスピンボルダック郡）において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により生計状況が悪化し、食糧の入手が困難になった国内避難民、帰還民、脆弱な状態にあるホスト・コミュニティの人々に対し、現金給付を通じて食糧支援を行うとともに、衛生・栄養に関する意識啓発を行い新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下での世帯の対処能力を高める。

［事業内容］

- カンダハル市内およびスピンボルダック郡において、400 世帯に第 1 回目の現金給付を行った。
- 地域保健ボランティア 50 人に衛生・母子栄養に関する研修、および地域衛生プロモーター20 人に新型コロナウイルス感染症に特化した衛生習慣に関する研修を実施した。
- 地域保健ボランティアが、世帯訪問を通じて、3,375 人の養育者に対し衛生・母子栄養に関する保健教育を実施した。
- 中度急性栄養不良の子ども 205 人に栄養バランスの取れた食事を 12 日間連続で提供し、養育者へは栄養に関する情報提供を実施した。
- 地域衛生プロモーターが、世帯訪問を通じて 38,295 人に対し新型コロナウイルス感染症に特化した衛生習慣に関する啓発活動を行ったほか、1,500 世帯に衛生キットを配布した。

ii. 中東地域

a. レバノン

1．レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業

［目的］ レバノン北部トリポリ市およびアッカール県において、就学または学習継続が困難なシリア難民やホスト・コミュニティの子どもたちが、教育へのアクセスを改善し、質の高い教育機会および安心安全な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地において、学校へ通うことのできない子どもに基本的な読み書き・計算の授業と補習授業を提供した。
- 教材の配布と教員の能力強化研修を実施した。

- 学習支援センターの修繕を行ったほか、教職員と地域住民に対して感染予防に関する研修・啓発を実施した。

2. ベイルートにおける大規模爆発被災者のための子どもの保護・心理社会的支援およびシェルター支援事業

［目的］レバノン・ベイルート湾港地区で発生した大規模爆発により被害を受け、脆弱な立場に置かれているシリア難民やホスト・コミュニティの人びとの心理社会的負担が軽減され、安全に生活する環境を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地において、大規模爆発によって心理社会的負担が増加した子どもが安心・安全に過ごすことのできる「こどもひろば」を開設し、201 人の子どもにレクリエーション活動を提供した。また、今後起こりうる困難に対して子どもが向き合うためのスキルを獲得できるよう、68 人の子ども、51 人の青少年に対して年齢別にオンラインにてレジリエンス研修を実施した。
- 養育者 50 人に対して、オンラインにてワークショップを開催し、心理社会的負担を抱えた子どもとの接し方や、養育者自身の感情をコントロールできるように支援した。
- 大規模爆発の影響により、暴力や搾取などの被害に遭った、またはリスクに直面する子ども 57 人を特定し、個別支援を実施した。
- 大規模爆発の被災者のうち、281 世帯に対して安全な住居を確保するために 3 ヶ月間の家賃給付を行い、生活を立て直す時間を確保できるようにした。

3. レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業（第 2 期）

［目的］レバノン北部において、シリア危機やレバノン経済危機、新型コロナウイルス感染症の拡大といった影響を受け、就学または学習継続が困難なシリア難民とホスト・コミュニティの子どもたちが、質の高い教育機会および衛生的な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地において、学校へ通うことのできない子どもに基本的な読み書き・計算の授業と補習授業を提供した。
- 教材の配布と教員の能力強化研修を実施した。
- 学習支援センターの修繕を行ったほか、教職員と地域住民に対して感染予防に関する研修・啓発を実施した。

b. イエメン

1. イエメン・ハッジャ県における国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちに対する安全な学習環境整備支援事業

［目的］イエメン・ハッジャ県において、紛争の影響を受けている国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちの学習環境および教育へのアクセスを改善する。

［事業内容］

- 事業対象となる公立学校 4 校において、校舎の修繕、教室の増築、水・衛生施設の修繕・整備、手洗い場の設置を実施した。
- 水・衛生施設の管理を行う学校管理者への研修を実施し、運営・維持管理に必要な修繕キットを提供した。
- 学習継続のための生徒用学習キット、教員用キット、衛生用品、感染予防キットを配布した。
- 教員の能力強化研修を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校閉鎖の影響で学習が出来ていない子どもたち、および、学校閉鎖以前から通学していなかった子どもたちに対して研修を受けた教員が補習授業を行った。
- 学習環境や学校運営などに関して保護者の意見を反映するための保護者会を設立し、活動を支援した。

- 学習環境や授業の実施方法などに関して子どもの意見を反映するための子ども会を設立し、活動を支援した。
- 地域住民に対して、教育・衛生啓発活動を実施した。

2. イエメン・ラヒジュ県における学校での新型コロナウイルス感染症感染予防および学習継続のための支援事業

［目的］イエメン・ラヒジュ県において、学校内の新型コロナウイルス感染症感染予防策を徹底し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子どもたちが継続的に学習できる環境を整備する。

［事業内容］

- 学校の水・衛生施設の維持管理に関する研修を学校管理者に実施し、点検キットを提供した。
- 保護者会メンバーや教員に対して、新型コロナウイルス感染症予防のための衛生教育に関する研修を実施した。
- 生徒の中から学校の清掃や衛生管理等を中心となって担う学校衛生クラブを形成し、活動を支援した。
- 衛生管理の徹底のため、学校へ清掃用品および生徒へ衛生用品キットを提供した。
- 地域住民に対して安全な通学再開のためのキャンペーンを実施した。
- 学校への学校備品や授業備品の提供、および生徒への学用品の提供を行った。
- 教員の能力強化研修を実施し、学習に困難を感じている子どもたちへ補習授業を開始した。
- 生徒会、保護者会の設立及び研修を実施し、活動を支援した。

3. イエメン・タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化支援事業

［目的］タイズ県ハイファン地区とアス・シルウ地区での地域や学校における水・衛生支援ならびに子どもの保護 支援を通して、紛争、自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受け脆弱な状態に置かれた子どもたちや地域住民の置かれた状況が改善され、衛生対策および子どもの保護の問題への対処能力が強化される。

［事業内容］

- 修繕予定の水・衛生施設について、詳細なテクニカルアセスメントおよび水質検査の結果と修繕設計書の最終化を行った。
- スクールソーシャルワーカーへ子どもの保護に関する能力強化研修を行った。

c. シリア

1. シリアにおける子どもの保護事業

［目的］シリア中南部において、子どもの保護、栄養支援活動を通じて、紛争の影響下にある避難民の子どもとその家族の心理社会的ウェルビーイングの維持・向上、地域における子どもの保護に関する能力の強化に貢献する。

［事業内容］

- 子どもファミリーセンターにて子どもへの心理社会的支援及び母子栄養支援を実施した。
- 女性に対する栄養支援活動の一環として個別カウンセリングを実施したほか、妊娠中の参加者に対する出産後の母乳育児に関する情報提供、2 歳未満の乳児を育児中の参加者に対する心理社会的支援及び授乳のサポートを子どもファミリーセンターにて実施した。
- 親・養育者に対する前向きな子育てセッションを行った。
- 子どもの保護委員会の運営支援と子どもの保護フォーカルポイントへの研修を実施した。
- コミュニティマッピングを通じたリファーラル経路の策定と情報共有を行った。
- 地域での子どもの保護に関する啓発活動を実施した。

2. シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける緊急保健・栄養支援事業

［目的］シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおいて、国内避難民の子どもたちおよびその家族に対して緊急保健・栄養サービスを提供し、子どもを中心とする脆弱な状態にある地域住民の保健・栄養サービスへのアクセスを改善する。

［事業内容］

- 事業対象地を移動式診療所で巡回し診察にあたった。
- 子ども及び妊産婦の栄養状態のスクリーニングと栄養ケアを実施したほか、妊産婦へのカウンセリングを実施した。
- 出産前後の妊産婦への定期健診を実施した。
- 事業対象地において地域委員会を設置し、基礎栄養と新型コロナウイルス感染予防に関する研修を実施した。

d. ヨルダン

1．ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）

［目的］ヨルダンにおいて、シリア危機発生以降の大規模な難民流入や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりニーズが高まっている精神保健・心理社会的支援について、関係者の当該分野の能力強化を実施し、中央省庁レベルでの理解及び連携を高める。

［事業内容］

- 「子どものための心理的応急処置」研修マニュアルをレビューし、新型コロナウイルス感染症拡大のヨルダンのコンテクストに適した形で研修パッケージを更新した。
- ヨルダン保健省、教育省の精神保健・心理社会的支援関係部局に対し、「子どものための心理的応急処置」講師養成研修を実施し、18 人の講師を養成した。ヨルダン中央省庁レベルでの子どものこころのケアに対する理解の促進に貢献した。
- 上記で養成した中央省庁の講師が中心となり、ヨルダン全土において、「子どものための心理的応急処置」の理解を広げるための 1 日研修を、地域保健関係者 306 人、地域教育関係者 297 人に提供した。
- 子どもに対するコミュニティレベルでの精神保健・心理社会的支援の促進のために必要な施策や行動について、ヨルダン保健省ならびに教育省に対する提言をまとめた。

e. パレスチナ自治区

1．ガザ地区北部ベイト・ラヒヤにおける下水管設置事業

［目的］ガザ地区北部のベイト・ラヒヤに居住する 10,000 人の下水および雨水の排水不良による環境・健康上のリスクを低減させる。

［事業内容］

- ガザ地区で上下水道の管理を行っている沿岸自治体水道事業体と設計図を作成し、業者を選定し、下水管設置工事を実施した。

2．ガザ地区における子どもの保護事業

［目的］紛争の影響を受けたガザ地区の子どもたちに向けた保護サービスへのアクセス向上

［事業内容］

- 子どもたちがストレスを軽減するためのレクリエーション活動を実施した。
- 保護に関するリスクがある子どもに対し、個人支援の提供や専門機関への付託を行った。
- 爆発性戦争残存物のリスクについて学ぶセッションを実施した。

iii. アフリカ地域

a. ウガンダ

1．ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業

［目的］カセセ県カルサンダラ、マリバ、ニャキュンブ準郡において母子の栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 対象世帯に気候変動適応型農法の普及、農家グループの設立支援、また、村レベルで村貯蓄貸付組合の活動促進をおこない、農家の収量と収入の向上に寄与し、子どもの栄養改善に向けて食料の確保と栄養価の高い食品の購入ができるよう支援した。
- 準郡レベルの保健医療施設に対し、乳幼児期の栄養摂取（Infant and Young Child Feeding：IYCF）に関する研修を行い、母親への栄養指導のために各施設で IYCF 相談窓口が設置され、窓口を訪問する母親に指導を行った。
- 保健、農業分野、水衛生等の行政関係者が参加する栄養調整委員会にて、IYCF の重要性や栄養に関する活動の共有を行い、セクター間の連携を促進した。また、首相府が主催する栄養会議にて、本事業の活動を共有し、国レベルのアドボカシーを行った。

2．ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業（第 7 期）

［目的］地域に根差した子どもの保護体制を強化し、事業対象地の南スーダン難民およびホスト・コミュニティの子どもたちが、事業完了後も継続的に暴力や搾取の被害から守られるようにする。

［事業内容］

- 子どもの保護委員会をはじめとする各コミュニティ組織が、子どもに対する個別支援や養育者向け子育て講習を自主的に継続できるよう、感染症拡大下という文脈に適合させた能力強化のための研修を行った。
- 難民居住区およびホスト・コミュニティにおける子どもの保護関係者合同の調整会合を行い、感染症の観点を踏まえた子どもの保護に関する標準手順策定に関する協議を進めた。

3．ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子ども・青少年の保護事業 (第 2 期)

［目的］ウガンダ南西部の難民居住区および難民受入センターにおいて、地域に根差した子どもの保護に関する能力が強化され、保護のリスクを抱えるコンゴ民主共和国の難民の子ども・青少年とその家族が、適切なサポートを受けられる。

［事業内容］

- 暴力や虐待、搾取、ネグレクトといったリスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちに直接支援を行った。また、地方行政関係者や地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」の能力強化研修を実施した。
- 子どもの保護、ジェンダーに基づく暴力（GBV）、子どものセーフガーディングなど、コミュニティの住民に対する意識向上のための活動を行った。
- 避難生活下で脆弱性の高くなっている子どもたちに対して、心理社会的支援を行った。また、子どもの保護の促進を図る、子どもたち自身によるピア・グループの活動を支援した。
- 主に就学や就労の機会が限定的な青少年の保護を目的として、現在および将来の困難に対応するためのライフスキル強化・生計能力向上のための支援を行った。

4．ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業（第 3 期)

［目的］ウガンダ南西部の難民居住区および難民受入センターにおいて、地域に根差した子どもの保護に関する能力が強化され、保護のリスクを抱えるコンゴ民主共和国（DRC）の難民の子ども・青少年とその家族が、適切なサポートを受けられる。

［事業内容］

- 暴力や虐待、搾取、ネグレクトといったリスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちに直接支援を行った。また、地方行政関係者や地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」およびパラ・ソーシャルワーカーに対して、能力強化研修を実施した。
- 代替監護下にある子どもや里親、事業関係者との定期会合を実施した。
- コミュニティ対話、ラジオ番組による対話などを通じて、地域住民への啓発活動を行った。
- 避難生活下で脆弱性の高くなっている子どもたちに対して、心理社会的支援を行った。また、子どもの保護の促進をはかる、子どもたち自身によるピア・グループの活動を支援した。

- 主に就学や就労の機会が限定的な青少年の保護を目的として、現在および将来の困難に対応するためのライフスキル強化・生計能力向上のための支援を行った。

5. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた南スーダン難民の子どもの保護事業（第 8 期）

［目的］新型コロナウイルス感染症拡大や避難生活の長期化により脆弱な状態に置かれた南スーダン難民の子どもたちが、衛生環境促進のための個別の物資支援や、緊急下の心理社会的支援を享受できる。また、行政側において、衛生促進対策に加え、コロナ禍で顕著になってきた子どもに対する暴力や虐待への対応能力が強化される。

［事業内容］

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯の収入減少等により衛生環境や基礎的ニーズに影響を受けている子どもたちに対し、個別支援を実施した。
- 衛生対策強化のための資機材配布を行ったほか、行政側の衛生対策の強化、および子どもの保護の課題への対応能力強化、子どもの保護委員会等の地域の自助組織の側面支援を行った。
- 難民居住区およびホスト・コミュニティにおける子どもの保護関係者合同の調整会合を行い、感染症の観点を踏まえた子どもの保護に関する標準手順策定に関する協議を進めた。
- こどもひろばを拠点とした緊急下の心理社会的支援活動を実施した。

6. ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業（第 4 期）

［目的］ウガンダ国内で避難生活を送る、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた DRC 難民を主な対象として、個別支援、家庭の保護機能強化、子ども・青年のレジリエンス強化等の活動を通じて子どもの保護リスクに対する予防と対応が行われ、難民居住区及びホスト・コミュニティにおける子どもの保護システムが強化される。

［事業内容］

- 暴力や虐待、搾取、ネグレクトといったリスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちに直接支援を行った。
- 県に配置する社会福祉担当を新たに 3 人採用した。

iv. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化

1. 緊急下の子どもの保護のための能力強化事業

［目的］アジア・太平洋の各国で緊急状況が発生した際に、迅速に子どもの保護ニーズに対応し、質の高い子どもの保護活動を実施することができる人材を育成する。

［事業内容］

- アジア・太平洋の国で緊急下の子どもの保護に従事する NGO 職員や行政官を対象とする、オンライン学習、緊急下の子どもの保護専門家との 1 対 1 のメンタリング、課題提出などを組み合わせた 6 ヶ月間の長期能力強化事業を実施し、7 ヶ国、13 人の NGO 職員と行政官が第 3 期プログラムを修了した。第 3 期プログラムは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべてのプログラムをオンラインで提供した。

v. NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動

1. 「人道行動における子どもの保護の最低基準（CPMS）」普及促進事業

［目的］「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」を普及促進し、日本国内の人道支援関係者の人材育成に寄与する。

［事業内容］

- 国際基準である「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」を普及促進するため、子どもの保護活動に従事する人道支援関係者からなるネットワークを形成した。

- ネットワークとして 2019 年に発行された CPMS 改訂版の日本語版を作成し、日本国内の人道支援関係者の人材育成に向けて研修を実施した。

2. 子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業

［目的］

- 国際協力や人道支援等において、その活動や立場に乗じた虐待・搾取や受益者等に及ぼす様々なリスクの問題意識を喚起し、組織的な予防・対応のための「セーフガーディング」の理解を広める。
- 子どもや若者のための国際協に携わる NGO・NPO および政府関連機関において、国際的な基準に沿ったセーフガーディングの制度やしくみを導入・強化し、開発途上国等の活動現場で受益者等がより安全に参加できる環境を保障する。
- セーフガーディングについての情報共有や相互研鑽を通じ、国際協力分野全体で取り組むべき課題認識を共有し、持続的な学びのネットワーク構築と取組促進のための資料・教材づくりを行う。

［事業内容］

- 子どもや若者のための国際協に携わる 日本の NGO に対し、各団体が国際的な基準に沿ったセーフガーディングの制度を取り入れ、強化するための実践型の連続研修を行った。16NGO から 37 人が登録し、3 回の連続研修と 2 回の勉強会を開催し、延べ 197 人が参加した。国際的最低基準に則って、指針や行動規範の策定やリスク分析、子どもへの性暴力防止など、多角的視点からの取り組みについて、全研修をオンラインで行った。

B. 国内事業

i. 子どもの貧困問題の解決

［目的］

1）家庭の経済状況に関わらず成長が保障されるために、必要とするすべての子どもが官民の支援制度を活用できる。

2）市民社会が子どもの貧困対策の拡充を社会の優先課題としてとらえる。

3）子どもの貧困対策に関する経済的支援の政策・施策の不足点の一部が、当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

- 2021 年 1 月から 4 月にかけて、小学校・中学校・高校の入学に関わる費用の一部を給付する「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2021～」と、家庭の私費負担が相対的に高くなる高校生活を支えるための「高校生活サポート 2021」を実施した。今回の給付金では、岩手県宮古市・山田町、宮城県石巻市にて、2021 年 4 月に小学校・中学校・高校に入学した子ども 460 人、また岩手県山田町、宮城県石巻市にて 2020 年度に高校 2 年生以上であった 396 人へ給付を行った。なお、東北地方での給付金事業は 2016 年から実施してきたが、震災から 10 年を迎え、2021 年度で東北での給付金事業は終了した。2022 年度からは、全国へ対象を広げた給付金事業を実施する予定である。
- これまでの給付金事業や子どもへのヒアリング調査結果をもとに、学校にかかる私費負担の大きさや教育の無償化の必要性について広く社会に広めるため、11 月に教育支援特設サイトを立ち上げた。サイトでは、セーブ・ザ・チルドレンがこれまで行った調査から明らかになった就学費用の具体的な金額や、教育にかかるお金について困っている子どもたちからの直接の声、また、教育にかかわる費用に関する他国との比較や他国の事例、現在利用できる支援制度や費用軽減に取り組んでいる自治体の事例など、子どもの権利の視点から、教育にかかる費用について、中高生にもわかりやすいよう紹介している。サイトは定期的に更新し、SNS でも教育支援に関する情報を発信していく。
- 中高生世代が子どもの貧困問題を知り学ぶことを目的に、工学院大学セキュリティ科学研究室と共同で啓発ツールの開発を 2020 年より継続している。本ツールは、デジタルコンテンツとしてストーリーゲームを通じながら子どもの貧困について知り、考えるとともに、子どもの権利についても知ることができる内容となっている。10～11 月には中学、高校、法人ドナーなどに協力を要請し、約 100 名の大人と子どもにトライアルを行った。2022 年 3 月に公開する予定である。

- 政策提言活動では、子ども給付金や食料支援を通じてつながった家庭への聴き取りなどに基づき、生活・教育支援策を求める要望書を作成し、超党派の国会議員や関連省庁、自治体などへ働きかけた。特に、高校就学の継続困難を示すセーブ・ザ・チルドレンの調査データは、参議院・予算委員会や東京都議会の質疑において活用されるなどした。6 月には、子どもの貧困対策推進法の成立 8 周年に際して 14 の協力団体と院内集会を共催、緊急共同声明を提出した。8 月、岩手および宮城県で同年春に実施した子ども給付金の利用者アンケート結果を発表し、両県の県会議員や教育委員会などに提出した。このうち宮城県とは、11 月に県内自治体向けの子どもの貧困対策研修会を共催し（2019 年に引き続き 2 回目）、38 自治体中 16 自治体の参加を得た。
- 中高生世代を対象とした「コロナ×子どものまなぶ権利とおかね」ヒアリングでは、地域団体の協力のもと、1 都 8 県の子どもたち 615 名よりアンケートやインタビューにて意見が寄せられた。ヒアリング報告書とともに、広義の教育の無償化を求める提言書を発表し、10 月から 12 月にかけて、文部科学省の担当部署や教職員組織などと 2022 年度に向けた施策立案・予算確保について意見交換を継続した。
- 千葉県市原市の外部アドバイザーとして「子ども・若者の貧困対策推進計画」（2023 年策定予定）への助言活動、日本政府の SDGs 取り組みに関する自発的国家レビュー（VNR）へのパブリックコメント提出などを行った。

ii. 子ども虐待の予防

［目的］

1）すべての環境における体罰等禁止に関して児童福祉法もしくは児童虐待防止法、民法に関連条項が盛り込まれた改正を実現するための動きが強化される。

2）養育者、子どもや養育者を取り巻く人々、一般市民で、「体罰等を禁止すべき理由および体罰等によらない子育ての必要性と考え方」について理解し、共感する人が増える。

［事業内容］

- 親による体罰禁止を初めて盛り込んだ改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が施行されて 1 年の節目に、大人 2 万人に対する体罰等に関する意識・実態調査及び子どもアンケート調査（回答数 344）を実施し、報告書『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して（2021 年版）』を発表した。同調査結果は 170 を超すメディア媒体に掲載された他、厚労省や国会議員にも共有し、体罰によらない子育ての啓発活動の推進、子育て支援の公的予算拡充、子どもの権利の啓発・普及などの提言を行った。
- 「こども家庭庁」設置に向けた議論が国レベルで加速したことを受け、同庁が子どもの権利を基盤とした行政機関となるよう提言活動を行った。また、個別議員訪問に加え、各党や国会議員による勉強会での発表や院内集会、子どもと省庁・国会議員との対話イベントを実施し、子どもの権利を基盤とした子ども基本法制定を求める提言活動も行った。新たな行政機関および法律の制定にあたって、子どもたちの意見を聴くために、子どもアンケートも実施し、約 3,000 人から回答を得た。子どもたちの声を省庁・国会議員に共有しつつ、「子どもの声を聴く」枠組みを国レベルで実施するよう継続的かつ積極的に働きかけた。
- 新型コロナウイルス感染症により対面講座実施が困難な中、その代替案として、これまでの対面講座の内容を含む貸し出し用啓発動画「子どもの権利と叩かない、怒鳴らない、子どもと向き合うヒント」を制作した。同動画の再生数は 2021 年末までに 8,000 回を超え、自治体や PTA などで活用されている。その他、「たたかない、怒鳴らない子育て」へのヒントを普及するためのワークショップや講演などを、オンラインを含めて計 18 回開催した。
- 2020 年 12 月に公開した特設サイト「おやこのミカタ」のコンテンツを計 5 回更新した。専門家や保護者へのインタビュー記事に加え、子育て Q＆A や相談窓口の一覧などを新たに掲載した。また、専門家をゲストに迎えて、子どもとの向き合い方を考えるオンラインセミナーを 4 回実施した。オンラインセミナーの内容はオープンにし、「おやこのミカタ」のサイトから誰でも見られるようになっている。外部メディアや行政による紹介など広報を強化した図った結果、同サイトの PV 数は 22 万を超えており、訪問者からも好評を得ている。

- 柏レイソルとの協働により、8 月 14 日にチャリティ・マッチを実施した。また、その前後の期間には「＃レイソルはおやこのミカタ」をキャッチフレーズに、ポジティブな子育て推進のメッセージ発信のための SNS キャンペーンやレイソル選手によるコメント動画の発信などを行った。
- 12 月に、日本子ども虐待防止学会かながわ大会にて、子どもに対するあらゆる体罰等をなくすためにというテーマでセッションを他団体と共同で開催。体罰調査報告を行った。

iii. 国内緊急対応・子どもの保護/防災（災害リスク軽減）

1. 災害時における心理社会的支援の普及・啓発

［目的］

1）セーブ・ザ・チルドレンが、国内における大規模自然災害など緊急時に即応でき、質の高い支援を行うことができている。
2）国内災害時に、子どもの保護・支援を担う支援者のキャパシティが強化され、支援者（団体）間の効果的な連携ができている。
3）国および自治体の災害支援の枠組みにおいて、子ども保護・支援が強化されている。

［事業内容］

- 子ども支援者の対応能力強化（平時の活動）：子どもの保護・支援を担う支援者、組織、自治体などに対し、災害など緊急時の子どもに特化した精神保健・心理社会的支援として、「子どものための PFA」研修を主にオンラインで実施した。放課後児童クラブ支援員、児童館職員、保育士、教員、親や養育者、NPO、災害医療支援、自治体関係者など、全国で 2,410 人が受講した。
- 啓発・政策提言（平時の活動）：8 月、オンラインイベント「東日本大震災から 10 年、熊本地震から 5 年：いっしょに考えよう これからの防災」を開催し、約 70 人が参加した。東日本大震災、熊本地震を経験し、当時セーブ・ザ・チルドレンとともに活動していた子どもや若者が、災害の備えや震災を風化させないために語り継いでいくことの重要性などについてメッセージを伝えた。
- 9 月に大阪府吹田市と「災害に強いまちづくりにおける連携協定」を締結した。協定に基づき、同市の防災活動や訓練において、子ども・子育て支援や避難所対応にあたる職員向け研修を協働で実施していく。また、吹田市防災会議委員のメンバーにセーブ・ザ・チルドレンも加わり、地域防災計画の中へ子どもの権利の観点を取り入れられるよう働きかけを行った。
- 自治体の災害対策の枠組みの中で、子ども保護・支援策の強化の必要性が認識されるよう、子どもの保護・支援の国際基準やセーブ・ザ・チルドレンの国内災害対応などの経験を活かした啓発と政策提言活動を行うための準備を行った。具体的には、避難所運営ガイドライン（内閣府）で推奨されている、避難所の子どもの居場所（キッズスペース）設置運営を推進するために、国内災害時に活動する子ども・子育て支援団体と協働して、準備開設のためのオンライン研修を制作した。

2. 2019 年台風 19 号復興支援

［目的］

2019 年に発生した台風 19 号の影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］

- 宮城県丸森町内の小学校の 1 校（子ども 40 人）に対し校外活動の移動用車両のチャーター支援を行い、21 年 1 月末までに完了した。

3. 2020 年 7 月豪雨復興支援

［目的］

2020 年に発生した 7 月豪雨の影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］

- 2020 年 7 月豪雨の被害を受けた熊本県内の保育園や認定こども園などに対し、施設備品と園庭の修繕支援を行ったほか、同県内の高等学校に対し施設備品と部活動再開のための必要備品支援を行い、合計子ども 1,696 人へ支援を届け、21 年 6 月までに完了した。

4. 2021 年 8 月大雨緊急支援

［目的］

2021 年 8 月に発生した豪雨の影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］

- 2021 年 8 月の大雨災害で被害を受けた佐賀県内で、衛生用品や文具などが入った子ども用緊急キット 64 セットを県内の子ども・子育て支援 NPO と連携して配布した。

iv. 新型コロナウイルス感染症 緊急子ども支援活動

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた 2020 年に続き、2021 年も経済的に困難な状況に置かれた家庭への食料品の提供を 2 回実施したほか、子ども支援を行う全国の 17 団体へ助成を行った結果、子ども 13,624 人、大人 10,505 人、合計 24,129 人に支援を届けることができた。

［目的］

1) 感染症対策の長期化で家計が悪化した子育て世帯に対して、迅速に必要な支援を届けることで、家計への負担が軽減される。
2) 緊急事態宣言下であっても、学ぶ・遊ぶなど子どもにとって必要な権利が確保される。
3) 子どもや親・養育者が、安心・安全に日常を過ごせる状況が整えられる。
4) 上記 1 から 3 に関連して、十分な公的支援を子どもや子ども支援団体および子育て世帯が受けられるようになる。

［事業内容］

- **子ども向け新型コロナウイルス感染症に関するの情報発信：**2021 年 11 月、新型コロナウイルス感染症に関する子どもたちの不安や疑問を募集し、公衆衛生の専門家が子どもに分かりやすく答えるオンライン動画、「子どもも気になる！新型コロナウイルス感染症のなぜ？」を制作し発信した。12 月末までに 400 人以上の視聴があった。
- **経済的に困窮する家庭への食の支援：**長期休暇中の子どもの食・栄養状況改善のため、6 月に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた 21 都道府県、11 月に同 33 都道府県の、それぞれ 3,182 世帯、3,198 世帯に食料品や日用品などの「食の応援ボックス」を提供した。申請時に実施したアンケート回答をまとめ、当会ウェブサイトや SNS での発信を通して、社会啓発を行った。また、アンケート結果は新聞社のウェブニュースや地方紙で取り上げられた。
- **休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成：**資金分配団体として、2020 年 10 月から 2022 年 1 月までの期間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて社会的・経済的に困難な状況に置かれた子どもに対する学習支援や食の支援、虐待防止等に向けた活動を行っている全国 17 団体を対象に 1 年間の助成事業を行った。17 団体には、「子どものセーフガーディング」のオンライン研修や、「新型コロナウイルス感染拡大下での事業実施のための『衛生管理』」をテーマとしたオンライン講座、「子どものための心理的応急処置」オンライン研修を提供したほか、事業実施や組織基盤強化のための助言を行った。助成事業を通じて、1,000 世帯以上への食の支援、610 人の子どもたちへの学びの機会の提供、子育てや生活に関する相談の場を 43 ヶ所提供することができた。

C. アドボカシー

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として子どもたちに深刻な影響を及ぼす中、国内外の NGO ネットワークとの連携のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の達成と子どもの権利の実現に向けた具体的施策の実施や、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの保健・栄養や教育分野の援助の維持・強化、およびワクチンなどの製品への衡平なアクセスを求めるアドボカシーを展開した。また、紛争下の子どもたちの保護および教育支援に焦点を置いた啓発活動や政策決定者への働きかけをユースと共に行った。

＜子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築＞

i. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施政策へのアドボカシーおよび SDGs に関する国内普及・啓発

［目的］

持続可能な開発目標（SDGs）の実施促進に向けた政府の戦略・計画に「誰一人取り残さない」ための具体的施策が示され、市民社会の提言が反映されるよう、アドボカシーを行う。また、SDGs の認知を国内で向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、新型コロナウイルス感染症流行下の SDGs の取り組みにおける日本政府の対応に関する政府、国会議員、その他ステークホルダーとの対話やアドボカシーに関わり、国連ハイレベル政治フォーラムの政府報告や、SDGs アクションプラン 2022、SDGs 基本法に対する市民社会の提言書作成や発表において国際協力の観点から主導的役割を担った。
- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、新型コロナウイルス感染症流行下における東アジア地域の政府の対応と市民の権利侵害状況を SDGs の観点からまとめた報告書執筆に参加した。
- SDGs の普及と理解促進のため、学校を中心として、SDGs に関する多数の講演、ワークショップを実施し、「誰一人取り残さない」SDGs の理念や子どもの権利の課題を自分ごととして捉え、主体的に取り組むことの重要性をアピールした。また昨年に続き、毎日小学生新聞と子ども向けの SDGs の啓発記事で連携し発信を行った他、企業との協働による SDGs プログラムづくりなどに取り組んだ。

ii. 「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」における国内外の政策強化に関するアドボカシー

［目的］

「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」における日本政府の国内行動計画に市民社会の提言が反映されるよう、アドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府が策定する国内行動計画（NAP）の策定プロセスに GPeVAC 日本フォーラムを通して関わり、NAP 策定のための政府ワーキング・グループ委員として具体的な政策提言を主導した。新型コロナ感染症の影響により策定プロセスが遅れたものの、行動計画のドラフトに市民社会及び専門家の視点を入れることや、計画に子どもの声を取り入れること、フォローアップメカニズムを設置すること、子どもに対する暴力撤廃に取り組むための国際枠組（INSPIRE）への言及など、NGO からの提言が多く取り入れられ、8 月に行動計画が発表された。

iii.「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発および企業の実践の促進

［目的］

「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行い、企業が原則を取り込み、実践に移すよう啓発や働きかけを行う。

[事業内容]

- 「子どもの権利とビジネス原則」に対する企業の認識を高め、実践を促すため、法人連携チームと共に連続セミナーを企画し、3 月に広告とマーケティング、11 月にサプライチェーンの子どもに対するリスクに焦点を当てた企業向けウェビナーを開催した。
- インターネット広告が子どもたちに与える影響の拡大を踏まえ、2016 年に策定した「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」の改定版の制作に「子どもの権利とマーケティング・広告検討委員会」のメンバーと共に着手した。
- ビジネスと人権市民社会プラットフォームの副代表幹事を務め、子どもの権利を含むビジネスと人権の議論や発信に参加した。

＜社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充＞

iv.「東京栄養サミット 2021」に向けた栄養不良の根絶のための援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本で開催される「東京栄養サミット 2021」において、日本政府および国際社会の栄養改善に対する資金拠出および政策コミットメントが行われるよう、世界の栄養問題に関する啓発活動およびアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 東京栄養サミットにおける日本政府の強固なコミットメントおよびリーダーシップを求め、外務省、財務省などの関連省庁や国際母子栄養改善議員連盟の所属議員、JICA などに対する政策提言を継続した。また栄養に取り組む国際 NGO ネットワークと連携し、G7 コーンウォール・サミットの成果文書への栄養サミットの言及など、国際社会のコミットメント向上への働きかけを実施した。結果として、栄養サミットで日本政府は 3,000 億円のコミットメントを行い、また各国政府、国際機関、企業、NGO より総額 270 億ドル以上のコミットメントが表明された。
- 世界の栄養問題に関する理解と意識向上、および栄養サミットに向けた機運向上のため、2 月にセーブ・ザ・チルドレンの報告書「栄養の危機」のローンチイベントをオンラインで主催し、外務省、国際機関、企業、ユースなど国内外の多様なセクターの登壇者と共に世界の栄養改善に向けた議論を行った。また 11 月には栄養サミットの公式サイドイベントをオンラインで主催し、紛争および脆弱な状況下の栄養不良対策に取り組む国際機関や NGO と議論の機会を設けた。その他、動画制作と SNS 上での発信や、他組織のセミナーへの登壇、新聞・ウェブメディアへの投稿などを通して栄養問題とその解決策に関する発信を行った。

v. 新型コロナウイルス感染症対策の国際協調枠組、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府の新型コロナウイルス感染症に対する国際協調、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた政策・支援の強化を含む ODA 増額、援助効果や説明責任の向上に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府の新型コロナウイルス感染症対応の国際協調や、感染症の打撃を受けた低所得国への保健・栄養などの基礎社会サービス分野の支援拡大における強固なコミットメントとリーダーシップに向けて、日本政府が主催した COVAX ワクチン・サミットや世界銀行国際開発協会第 20 次増資会合（IDA20）、また G7、G20 サミットなど主要な国際的な機会を通じてアドボカシーを行った。
- 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のワクチン、治療、診断ツールへのアクセス確保のための国際協調メカニズムである ACT アクセラレーターに対する日本政府の支援拡大を求め、外務省や財務省と対話を継続した。さらにセーブ・ザ・チルドレンの国際ネットワークや国内外の NGO との ACT アクセラレーターその他新型コロナウイルス感染症関連の会合に参加し、最新の情報共有や意見交換を行った。
- 日本政府の新たな「グローバルヘルス戦略」策定のプロセスに国際保健に取り組む NGO ネットワークとして関わり、衡平な保健システムの構築、最も脆弱な立場に置かれた人々の保健・栄養へのアクセス確保、UHC 達成のための主要なアクターとしての市民社会の参加、グローバル公共財としての新型コロナウイルス感染症のツールの製造と供給へのアクセス確保などについて強調し、その提言の一部がドラフトに反映された。

vi. 質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府の質の高い教育へのアクセス向上に対する政策・支援、援助効果の向上等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 新型コロナウイルス感染症拡大の教育への影響につき発信を行い、教育が重点テーマとして取り上げられた G7 サミットおよび「世界教育サミット」では、日本政府に対して「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」への拠出拡大を働きかけた。また人道危機下の教育のニーズ拡大を受け、G20 サミットでは、「教育を後回しにはできない基金（ECW）」および各国に対する資金拠出の拡大を訴えた。
- 教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）の SDG4 キャンペーンを通じて、紛争下の教育支援や女子教育支援などの国際課題への質問を含む各政党へのアンケートを実施した。アンケート結果を受けたオンライン投票には全国から約 3,900 名が参加し、アンケートおよびオンライン投票の結果をもとに各政党および外務省、財務省、文部科学省をユースと共に訪問し、意見交換を行った。

＜セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルおよびアジア地域事務所との連携によるキャンペーン活動の展開＞

vii.「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー

viii. キャンペーン・メッセージの発信と社会啓発

ix. 人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化

［目的］セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルおよびアジア地域事務所と連携により、グローバル・キャンペーンなどの活動を展開し、ユースと共に政策提言および啓発活動を行うことでインパクトを向上する。

［事業内容］

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル・キャンペーン STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）および Save Our Education（子どもたちの教育を守ろう）を国内で展開し、紛争・人道危機下の教育支援および学校を攻撃や軍事利用から守ることを目的とした「学校保護宣言」への日本政府の支持の重要性について、紛争下の子どもの権利が守られ、すべての子どもが教育を受けられる社会を目指すユースチームと共に、様々な機会を通して働きかけや発信を行った。3 月には第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議にて、紛争下の子どもたちの暴力からの保護と被害を受けた子どもたちの支援に関するサイドイベントを主催し、日本政府をはじめ各国政府に求められる対応や支援につき専門家やユース、政府関係者と共に議論を行った。9 月には紛争下の教育に関する参加型オンラインイベントを中高生向けに開催し、紛争下の教育を守るために出来ることや、学校保護宣言の支持など日本政府に求められる行動についてスタッフやユースより発表を行い、国会議員からの応援メッセージも得られた。また、ユースチームの主体的な企画により、紛争下の教育を考える勉強会やパレスチナ自治区の子どもたち、シリア出身の留学生とのオンライン意見交換会を実施し、紛争下の子どもが置かれた課題や教育を含む支援の重要性について理解を深めた。
- ミャンマーの軍事クーデターおよびアフガニスタンの政情不安による人道危機に対し、セーブ・ザ・チルドレンがグローバルで展開するアドボカシーに対応し、日本政府に向けた提言書を提出し、人道支援の維持と強化、子どもの権利の保障に向けた日本政府としての行動を強化するよう、アドボカシーを行った。
- 気候変動への迅速な対応が求められる中、セーブ・ザ・チルドレンがアジア地域で展開するアドボカシーと連携し、気候変動に対する日本の子どもたちの理解と意識に関する調査を行い、7 月にウェブサイト上で発表した。また、セーブ・ザ・チルドレンが気候変動をテーマにアジア地域で 7～8 月に開催した国際アートコンテストを日本でも開催し、国内の 3 才～17 才の子どもたちから 58 点の絵画や書道、詩、動画などの作品の応募があった。日本を含む 8 ヶ国と 2 つの難民コミュニティの子どもたち 28 名の作品が最終選考に残り、部門別、テーマ別で選ばれた最優秀作品が国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）にて展示された。11 月の世界こどもの日には、気候変動について考えるオンラインイベントを中高生向けに開催し、アートコンテストの参加者や、COP26 に参加した専門家、環境省の登壇を得て、意見交換を行った。さらに 12 月には、アートコンテストの参加者の子どもたちが小泉進次郎元環境大臣兼気候変動担当大臣を訪問し、気候変動の問題に対し、日本政府、子どもたち、NGO のそれぞれの立場から今後どのような取り組みが進められるかについて意見交換を行った。

2021 年度の事業報告の附属明細書

2021 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上